

1. 議事日程

〔令和6年第3回安芸高田市議会9月定例会第6日目〕

令和6年9月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第66号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
日程第3 議案第67号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第68号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第69号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	小松 かすみ	2番	水戸 眞悟
3番	南澤 克彦	4番	田邊 介三
5番	山本 数博	6番	新田 和明
7番	芦田 宏治	8番	山根 温子
9番	先川 和幸	10番	石飛 慶久
11番	山本 優	12番	穴戸 邦夫
13番	秋田 雅朝	14番	金行 哲昭
15番	児玉 史則	16番	大下 正幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

2番 水戸 眞悟 3番 南澤 克彦

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤本 悦志	副 市 長	米村 公男
教 育 長	永井 初男	危 機 管 理 監	神田 正広
総 務 部 長	新谷 洋子	企 画 部 長	高下 正晴
市 民 部 長	内藤 道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上 和志
産 業 部 長	森岡 雅昭	建 設 部 長	河野 恵
消 防 長	吉川 真治	教 育 次 長	柳川 知昭

教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	佐々木 満 朗
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻



午前10時00分 開議

- 大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより、令和6年第3回安芸高田市議会定例会を開催いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において2番水戸議員、及び3番南澤議員を指名いたします。



日程第2 議案第66号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

日程第3 議案第67号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第68号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第69号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 大下議長 日程第2、議案第66号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から日程第5、議案第69号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して議題といたします。
本案4件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
石飛予算決算常任委員長。

- 石飛予算決算常任委員長 9月6日付で、本委員会に付託のありました、議案第66号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」から議案第69号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」までの4件の審査結果について報告します。

付託された議案について、9月9日に委員会を開き、審査をしました。
議案第66号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億1,406万3,000円を追加し、予算の総額を201億4,920万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、通常分として人事異動に伴う人件費の調整、市内介護施設への地域医療介護総合確保事業補助金や、市道道路維持に伴う委託料と清流園の監視システム更新に伴う工事請負費など。災害関連として、7月の大雨災害の災害復旧に伴う工事請負費など。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連として、飼料価格高騰緊急対策補助金

事業の追加分が主なものでした。

審査を通じて出された、特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

危機管理監の審査においては、委員より、「システム改修業務委託料のハザードマップの修正について、広島県が行った浸水想定に誤りがあり、生田川の浸水想定区域の範囲が縮小するということだが、詳細を伺う。」との質疑があり、執行部より、「広島県が行った浸水想定に誤りがあり、生田川全域で浸水面積が1.48平方キロメートル減少し、浸水深も浅くなったため、ウェブ版ハザードマップの変更が必要となった。」との答弁がありました。

総務部の審査においては、委員より、「通信運搬費について、10月1日からの郵便料金の改定に伴う増額だが、積算根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より、「改定により84円の郵便料が110円となり、26円の増額となる。昨年10月から今年3月までの半年間の郵便数に26円を乗じた額を計上している。」との答弁がありました。

企画部の審査においては、委員より、甲立駅乗車券類発売業務支援補助金について、令和5年度補助金がなくなり、今回復活することだが、なくなった経緯の説明と復活させた理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、この補助金は、2018年の豪雨及び新型コロナウイルスの感染症の影響から、駅利用が大幅に落ち込み、駅利用者が回復するまでの間、業務継続のために支給していた。しかし、これ以上の回復は見込めないということで2024年度から廃止をしたが、地元から見直しの要望があったことと、また、再検証した結果、回復の傾向が見られることから、今後4年間で各年度の上限額を決めて、自立して運営ができるかどうかを見極めることとした。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、「機器器具等借上料について、AED装置のリース契約の更新だが、更新期間が決まっているのに、なぜ当初予算に計上しなかったのか。」との質疑があり、執行部より、今年度更新することはあらかじめ分かっていたが、機種自体を新しくするという確認が取れておらず、当初予算と比較して増額分を計上した。」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より、「飼料価格高騰緊急対策事業補助金について、市が畜産農家を保護するという考えから、比較対象である2020年度の価格を基準にしてそれ以上上がった分を補填していく考えはないか。」との質疑があり、執行部より、「補助金の考え方について、あくまでもこれまでの補助金の考え方と同じである。上がる幅に応じて補助率を変えろという考えは持っていない。」との答弁がありました。また、委員より、「ふるさと応援の会支援事業補助金について、当初予算審査の際は、自立自走との説明で予算計上をしなかった。今回改めて予算計上するわけだが、考え方が変わったのか。」との質疑があり、執行部より、方向転換という大きなことは考えていない。継続することは

する。ただ、当事者に対する説明が少し不十分ではなかったかと思う。ふるさと応援の会についても、自立してもらうことは当然だと思うが、限界もある。必要最小限の補助をし、ふるさと応援の会を支援することで力を発揮してもらい、結果、安芸高田市が盛り上がることを目標であるため、このたび予算計上をした。」との答弁がありました。

建設部の審査においては、委員より、「支障木等伐採業務委託料について、今回補正で計上しているものは、今までの期間で伐採できなかった部分なのか、それとも今からの支障木の伐採見込みの予算計上なのか。」との質疑があり、執行部より、「当初予算では、小規模な影切りや、支障木伐採を対象としていた。今回の補正では大規模な路線を対象としている」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より、「史跡管理作業委託料について、郡山城の枯れ木・危険木の伐採について、墓所周辺で倒木の被害が出ているが、今回の予算で対象となる危険木を全て伐採できるのか。」との質疑があり、執行部より、「今回約30本、全ての伐採を行う予定である。」との答弁がありました。

そのほか特別会計を含む、各会計の歳入、歳出について審査をした結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第66号から議案第69号までの4議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○大 下 議 長 これをもって、委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
これより、本案4件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第66号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から、議案第69号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を、一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

○大 下 議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
次回は、9月20日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。



午前10時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員